

これだけは知っておきたい

行政職員の

常識

総務部市町村課税政班

課税自主権について

ご存じのとおり市町村税は地方交付税など並ぶ重要な財源の一つです。統計資料を眺めるのが大好きな湯田くんは、所管業務とは全く関係のない税関係の統計資料を読んでいた。そこで疑問に感じたことを、税務経験が長く仲の良い先輩である新太さんに質問してみよう。

湯田 先輩、今市町村ごとの税率がまとまった統計データを見ていたんですが、市町村民税(法人税割)の税率が8.4%の市町村と6.0%の市町村があるんですけどなんででしょうか。

新太 湯田くんは勉強熱心だね。市町村税っていろいろは市町村が条例で定めているんだけど、それぞれ定めている税率が違うからなんだよ。えっ、税率って全国同じじゃないんですか？

湯田 全国で税率が同じ税もあるよ。市町村たばこ税なんかそうだね。でも、市町村民税や固定資産税などのように、地方税法で標準的な税率(標準税率)は定められているけど、条例で標準税率とは異なる税率を定めることができる税もあるんだ。法人税割

湯田 自治体内の合意を形成する難しさはあるかなと思うけど、法定外税は地方団体の自主財源確保・新たな税財源の発掘の取組となるし、その地方団体の独自性とも言えるから、地方自治・地方分権の観点からも重要なんだ。

新太 なるほど。課税標準等についての課税自主権ってのはなんですか。

新太 「わがまち特例」って聞いたことあるかな。それも言葉だけなら・・・

湯田 ・・・・わがまち特例というのは、国が法律で一律に定めていた課税標準や税額の特例割合を、地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする制度のことだよ。「わがまち特例」というのは通称で、正式には「地域決定型特例措置」というんだ。地方団体の自主性・自立性を一層高めるとともに、これまで以上に地方団体が地域の実情に対応した政策を展開できるようにするという観点から、平成24年度法制改正により導入された制度なんだ。

湯田 そうだったんですね。わがまち特例にも制限税率のような上限があるんですか。

新太 わがまち特例は、法律によって参酌基準・上限・下限という一定の基準が定められており、市町村が条例で特例割合を定める際は、この基準の範囲内で定めなければならぬよ。例えば、地方税法附則第15条第2項第1号を見ると、「水質汚濁防止法第2条第2項に規定する(中略)定めるもの、二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合」と規定されているよ。

の税率が市町村によって違うのはそういうことだね。課税自主権って言葉を聞いたことはある？

湯田 言葉だけならなんとなくは・・・

新太 課税自主権というのは、地方団体が地方税の税目や税率設定などについて自主的に決定して課税することを言うんだ。課税自主権は、①税目についての課税自主権、②税率設定についての課税自主権、③課税標準等についての課税自主権の大きく3種類に分けられるよ。今話した標準税率と異なる税率を設定することは②に当たるね。ちなみに標準税率を超えた率で課税することを超過課税と言うんだよ。

湯田 条例で定めていけば税率は何%でもいいんですか。

新太 そういうわけでもないんだ。例えば個人の市町村民税や固定資産税では標準税率のみが定められているけど、そもそも標準税率は、地方団体が課税する場合に「通常よるべき税率」とされているんだ。ただ、「財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない」とされていて(地方税法第1条第1項第5号)、地方団体は条例により標準税率によらない税率を定めることができるけど、無制限にそれ

の地域の実情に応じて条例で特例割合を定めているんですね。

新太 今まで話してきたことは、地方税法を読めば書いてあることばかりなんだ。せっかくだから税分野に興味を持ってくれたみたいだから、地方税法も読み込んでみるとおもしろいと思うよ。

湯田 自分で調べることが大切ですよ。やっぱり新太先輩は頼りになりますね、よいしょっ！今日は色々勉強になりました。ありがとうございます。

新太 ・・・・また分からないことがあれば何でも聞いてね(にっこり)

超過課税の状況(市町村税)令和3年度決算

税目		団体数	決算額
市町村民税	個人均等割	2団体	20.7億円
	所得割	1団体	0.5億円
	法人均等割	390団体	169.2億円
	法人税割	1,013団体	3,602.8億円
固定資産税		151団体	341.8億円
軽自動車税		14団体	2.2億円
鉱産税		30団体	7百万円
入湯税		13団体	2.2億円
市町村税計			4,139.6億円

※決算額は標準税率超過収入額
(全国都道府県税務主管課長・市町村税担当課長合同会議資料より)

自治体職員のお悩み・相談テーマを募集します♪

前号に引き続き、自治体職員のみなさまのお悩みを募集します。

日頃の業務における不明点や相談事、こんなことを教えてほしい!といったことなど、下記の応募フォームよりぜひお寄せください。

新潟県職員が、みなさまのお悩みにお答えします!



市町村法定外税の概要(令和4年4月1日現在)

税目	団体数	課税内容	実施市町村
普通税	別荘等所有税	1団体	別荘等の所有 熱海市(静岡県)
	歴史と文化の環境税	1団体	有料駐車場に駐車する行為 太宰府市(福岡県)
	使用済核燃料税	3団体	使用済核燃料の貯蔵 薩摩川内市(鹿児島県)、伊方町(愛媛県)、柏崎市(新潟県)
	狭小住戸集合住宅税	1団体	豊島区内における狭小住戸(専用面積30㎡未満の住戸)を有する集合住宅の建築等 豊島区(東京都)
	空港連絡橋利用税	1団体	関西国際空港連絡橋を自動車で通行して空港を利用する行為 泉佐野市(大阪府)
	遊漁税	1団体	河口湖での遊漁行為 富士河口湖町(山梨県)
目的税	環境未来税	1団体	最終処分場において行われる産業廃棄物の埋立処分 北九州市(福岡県)
	使用済核燃料税	1団体	使用済核燃料の保管 柏崎市(新潟県)
	環境協力税等	3団体	当該自治体へ入域する行為 伊達名村(沖縄県)、伊平屋村(沖縄県)、渡嘉敷村(沖縄県)、座間味村(沖縄県)
	開発事業等緑化負担税	1団体	事業として行う開発行為等 箕面市(大阪府)
	宿泊税	5団体	旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊行為等 京都市(京都府)、金沢市(石川県)、倶知安町(北海道)、福岡市(福岡県)、北九州市(福岡県)

(総務省HPより)

湯田 なるほど。だから8.4%と定めている団体が多いんですね。

新太 全国の超過課税の状況については、総務省が公表しているよ。

湯田 ありがとうございます。確認してみます！税目も市町村が決定できるんですか。

新太 そうなんだ。地方税法で定められている税目以外に、地方団体の条例によって税目を新設することができるよ。「法定外税」とよばれているよ。法定外税には、「法定外普通税」「法定外目的税」の2種類があるんだ。

湯田 法定外税にはどんなものがあるんですか。

新太 県内市町村の例で言えば、「使用済核燃料税」があるよ。そのほかにも、別荘等所有税や遊漁税などがあり、市区町村法定外税は全国で19団体(延べ20件)が課税しているよ。

湯田 法定外税を課している団体は少ないんですね。

新太 確かにそうだね。法定税に加えた追加的な負担を住民に求めることになるため、自